

官報

號外 昭和二十一年六月三十日

○第九十回 衆議院議事速記録第九號

昭和二十一年六月二十九日(土曜日)

午後一時三十分開議

議事日程 第八號

昭和二十一年六月二十九日

午後一時開議

第一 (第一號)昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案

第二 (特第一號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出預算追加案

第三 (第二號)昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案

第四 郵便法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第五 臨時通貨法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第六 軍人及び軍屬以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案(政府提出) 第一讀會

第七 昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律)中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第八 外地在留同胞引揚ノ促進並外地引揚者、復員者救済ニ關スル決議案(稻田直道君外十一名提出)

【朗讀ヲ省略シタ報告】
一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

外地在留同胞引揚ノ促進並外地引揚者、復員者救済ニ關スル決議案

提出者

稻田 直道君

森 幸太郎君

松本 龍藏君

志賀 義雄君

成島 勇君

田原 春次君

(以上六月二十八日提出)

一、昨二十八日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變更シタ

九 廣島縣選出議員

出 稻本 早苗君

一〇 中山 たま君

一一 降旗 德弥君

一二 小川 半次君

一三 山下 春江君

一四 井上 知治君

一五 八一

一六 井上 知治君

一七 井上 知治君

一八 井上 知治君

一九 井上 知治君

二〇 井上 知治君

二一 井上 知治君

二二 井上 知治君

二三 井上 知治君

二四 井上 知治君

二五 井上 知治君

二六 井上 知治君

二七 井上 知治君

二八 井上 知治君

二九 井上 知治君

三〇 井上 知治君

三一 井上 知治君

三二 井上 知治君

三三 井上 知治君

三四 井上 知治君

第六部選出 諸議員 大原 博夫君(林平馬君補闕)

第三部選出

懲罰委員 稻田 健治君(大原博夫君補闕)

懲罰委員 香川 兼吉君(森由己雄君補闕)

第八部選出

懲罰委員 香川 兼吉君(森由己雄君補闕)

一、昨二十八日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選出シタ

帝國憲法改正案(政府提出)委員

菅田 均君 江藤 夏雄君

小野 孝君 大久保留次郎君

加藤 宗平君 上林山榮吉君

神田 博君 木島 義夫君

木村 公平君 木村 義夫君

北 吟吉君 北浦圭太郎君

小島 徹三君 高橋 泰雄君

高橋 英吉君 武田 キヨ君

武田信之助君 塚田十一郎君

廿日出 應君 本田 英作君

三浦寅之助君 山本 正一君

青木 泰助君 犬養 健君

荊木 一久君 椎熊 三郎君

鈴木周次郎君 關谷 勝利君

長井 源君 林 連君

原 健三郎君 原 夫次郎君

特別會計歳入歳出預算追加案
第三 (第二號)昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案

報告書

一(第一號)昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案

右ハ本院ニオイテ可決スベキモノト議決シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年六月二十八日

豫算委員長 矢野庄太郎

衆議院議長樋貝詮三殿

報告書

一(特第一號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出預算追加案

右ハ本院ニオイテ可決スベキモノト議決シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年六月二十八日

豫算委員長 矢野庄太郎

衆議院議長樋貝詮三殿

報告書

一(第二號)昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案

右ハ本院ニオイテ可決スベキモノト議決シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年六月二十八日

豫算委員長 矢野庄太郎

衆議院議長樋貝詮三殿

報告書

一(第一號)昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案

右ハ本院ニオイテ可決スベキモノト議決シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年六月二十八日

豫算委員長 矢野庄太郎

衆議院議長樋貝詮三殿

報告書

一(矢野庄太郎君登壇)

○矢野庄太郎君 只今議題ニ供サレマシタ(第一號)昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案、(特第一號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出預算追加案、(第二號)昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案、右三案ニ付キマシテ豫算委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告致シタイト存ジマス

官報號外 昭和二十一年六月三十日

衆議院議事速記録第九號 議長ノ報告

昭和二十一年度歳入歳出總預算追加案外二件

右三案ニ付キマシテ豫算委員會ノ經過ヲ報告シマスル前ニ、極メテ簡單ニ豫算案ノ内容ニ付テ一言觸レテ置キテ存ジマス、御承知ノ通り本年度ノ豫算ハ未ダ成立致シテ居リマセス、ソレデ政府ハ四月、五月、六月トドウシテ歳出ヲ致シテ居ツタカト申シマスルト、昭和二十一年度ノ豫算ノ施行ト、其ノ施行ノ出来難キ部分ニ付キマシテハ二十年度ノ豫備金ト、サウシテ憲法ニ依ル緊急財政處分ノ勅令ト、此ノ三本建デ六月マデヤツテ參ツタノデアリマス、所デ只今議題ニナツテ居リマスル各案ハ、此ノ七月一箇月分デゴザイマスルガ、七月分ノ中デモ此ノ追加各案ニ含マレテ居ナイ金額ガアルノデゴザイマス、ソレハ前年度施行豫算内支辨ガ十二億七千五百餘萬圓ト、豫備金支辨ガ二億圓、合計十四億七千五百餘萬圓、是ハ此ノ追加豫算以外ニナツテ居ルノデアリマス、サウ致シマシテ、第一號、第二號トモ同ジヤウナモノデゴザイマスルガ、第二號ハ逓信院ガ此ノ度逓信省ニナル爲ニ追加豫算ヲ出シテ來タノデゴザイマス、今第一號トソレカラ第二號、即チ一般會計ノ分ノ追加豫算ノ金額ヲ申述ベマスルト、三十七億八百餘萬圓トナルノデアリマス、豫算書ニハ第一號ガ出マシテ、ソレカラ後カラ第二號ガ出テ來タノデ、豫算書ヲ御覽ニナリマスルト三十七億七百餘萬圓トナツデ居リマスルケレドモ、只今申ス通りニ、第一號ト第二號ト通算致シマスルト、三十七億八百餘萬圓トナルノデゴザイマス、正確ナル數字ハ三十七億八百六十八萬七百三十二圓デゴザイマス、詰リ七月ノ歳出豫算ハ、以上申上ゲマスル通りニ、合計シ

テ五十一億八千三百萬圓程ニ相成ルノデゴザイマス、歳入ノ方ハソレデハドウカト申シマスルト、歳入ノ方ハ租稅ト官業及官有財産收入ト雜收入デ凡ソ二十億八千九百萬圓程ニ相成リマス、サウ致シマシテ、其ノ不足部分ハ三十億九千三百餘萬圓ハ大藏證券又ハ借入金デ一時賄ツテ置イテ、年度内ノ借入金デ返還スルト云フ計畫ニナツテ居リマス、而シテ大藏證券又ハ借入金ノ權能ハ豫算第二條第三十一億圓借入レ、或ハ證券ヲ發行スルコトガ出來ルヤウニ規定ヲ致シテアルコトガ出來ル豫算書ヲ御覽ニナリマスル御分リニナルノデゴザイマス、ソレカラ特第一號ノ方ハ、金額ハ一千二百餘萬圓デゴザイマスルガ、是ハ一般會計、即チ第一號ノ文部省所管ヲ御覽ニナリマスルト御分リニナリマスル通り、一般會計ト重復勘定ニナツテ居ルノデゴザイマス、一體日本ノ豫算ハ非常ニ複雑デゴザイマシテ、特別會計ノ數ガ非常ニ多イノデアリマス、終戦後ハ其ノ數ガ大分減ツタノデアリマスルガ、ソレデモ現在凡ソ二十四ノ特別會計ヲ持ツテ居リマス、斯様ニ多イ會計ガ別々ニ獨立致シテ居リマス爲ニ、日本ノ歳出ハ一體幾ラデアルカト云フコトヲ檢討スル場合ニハ、此ノ各豫算ニ當リマシテ、其ノ重複勘定ニ差引ヲセネバナラスノデゴザイマスルガ、私ノシテ言ハシムルナラバ、特別會計ノ多イ此ノ制度ト云フモノハ代議士ヲ購著スル手段ト購著スル手段ト云フノハ少シ言ヒ過ギデゴザイマスガ、少クトモ戰中ニ黃色ヤ、黒イ色デ諸所ヲ塗りマシタノ迷彩程ノ作用ハ致スノデアラウト思フノデアリマス、今日ハ既ニ戰中ガ濟ンデ平和ニナツタノデアリマスカラハ此

ノ迷彩作用ヲスル特別會計ノ制度ハ、成ベク之ヲ少クスルヤウニ大藏當局ニ序デナガラ御願ヒ致シテ置キタイト思フノデアリマス、以上豫算案ノ内容ニ付テ申述ベマシタ、數字ニ於テ誤リガゴザイマシタナラバ、速記ヲ訂正スルコトノ御許シヲ御願ヒ致シテ置キマス委員會ハ昨日ト一昨日ノ兩日ニ互リマシテ開カレマシタ、民主議會初ノ誇リトデモ申シマセウカ、各員トモ極メテ熱心ニ、殊ニ此ノ三案ニ對シマシテハ理解アル態度ヲ以テ審議ヲ盡サレマシタコトハ、政府當局ニ於テモ委員各位ニ對シ感謝シテ然ルベキデアラウト私ハ存ジテ居ルノデアリマス、今質疑應答ノ數點ヲ擧ゲマシテ、極メテ簡單ニ御報告ヲ致シマスルト、海外同胞引揚ニ對スル政府ノ保護ハ洵ニ心細イ感ガスルガ、政府ノ所見ハドウカト質問ニ對シマシテ、大藏大臣カラ、引揚同胞ノコトハ私共モ日夜苦心ヲシテ居リマシテ、洵ニ同情ニ堪ヘマセス、現在ノ所非常ニ努力ハシテ居リマスルガ、十分ノコトノ出來ナイノヲ甚ダ残念ニ思ツテ居リマス、併シ是カラ全般ノ處置トシテ、ソレハ關係方面ヘモ尙ホ強力ニ交渉致シタイト存ジテ居リマスルシ、又政府豫算ガ出來マシテ、色々ナ事業ヲ起サウニナリマスレバ、其ノ方デモ引揚同胞君ノ御役ニ立タウカト考ヘテ居リマスルト答辯ガゴザイマシタ、又之ニ對シマシテ、厚生大臣カラハ、引揚民ニ對シマスルコトハ、是ハ人道ニカラ見マシテモ、又我我ノ同胞デアルコトヲ考ヘマシテモ、出來ルダケノ力ヲ盡スベキハ當然デゴザイマス、我々モ新内閣トナリマシテカラ、此ノ施設ヲ檢討シテ居リマスガ、ドウシテモ強化シナケレバナラヌ

ト云フコトニハ全ク同感デアリマシテ、出來ルダケ此ノ面ニ盡シテ居リマスルシ、今後モ亦出來ルダケ盡ス積リデアリマス、殊ニ豫算以外ノ、人間ノ親切デア出來ルコトハ出來ルダケヤツテ行ク積リデアリマシテ、又豫算ノ實行モ出來ルダケ巧カヤツテ行ク積リデアリマス、引揚民ノ受入ノコトハ、形ダケハドウヤラ大體整ヒマセタガ、其ノ定著ノ方ノ關係ニ於キマシテハ甚ダ不足ノ部分ガアリマス、現ニ引揚民ニ對スル庶民金庫カラノ融資一人三千圓ハ、中々貸手デアアル庶民金庫ガ算盤ヲ彈ク爲ニ金ガ出マセスガ、何トカ貸手ガ安心シテ金ヲ出セルヤウニシタイト苦心シテ居ル、新タニ提案スル生活保護法ニ依ル三十億圓ノ豫算ガ成立スレバ、生業安定、生業扶助費ノ形デ出セルカト考ヘマス、トノ答辯ガゴザイマシタ

次ニ政府職員給與ノ特別措置ニ要スル經費、國民學校職員給與ノ特別措置ニ要スル經費ニ付キマシテハ、今日ノ物價騰貴、「インフレ」昂進ノ實情カラ、薄給デハヤツテ行ケナイ爲ニ職ヲ去ル者スラアル、是ハ國民教育上、又國家再建上由々シキ問題デアルガ、政府ハ追加豫算ニ計上セル給與ノ標準ヲ次ノ改定豫算ニ於テ増加スル意思ガアルカドウカ、又此ノ問題ニ關聯シテ五百圓生活ノ悲痛ヲ國民ノ叫ビヲ委員會席上ニ紹介致シマシテ、五百圓ノ梓外ノ意思ガアルカ否カ、梓外外サスデモ、工場ヤ會社デ給料ノ外ニ現物ヲ給與シ、其ノ現物が交易市場ニ流レ、ソレガ高價價段デ賣買サレタラ、結局「インフレ」防止ハ出來ナイノデハナイカトノ熱烈ナ、大臣ノ骨ヲ刺シ通サヌナ論調デ質問スル委員ガアレバ、又其ノ傍ラデ、奇想天外トモ言フベキ巧イ譬喩デ、梓外セトノ質問ガアリマシタ、又併セテ新圓「インフレ」防止策ニ付キ政府ノ考ヘ方ヲ質シマシタガ、之ニ對シマシテ大藏大臣ハ、給與ノ問題ハ次ノ豫算デ考慮スル、又新圓、舊圓ト云フ不自然ナ區別ハ廢メタイガ、自然ノ委ニ民スニハ或ル程度ノ時間ヲ藉シテ呉レ、尙又新圓ハ退藏サレテ居ル、漁村方面ニハ相當退藏ガアルガ、預金トシテ還ツテ來ルヤウニ強力ナ方策ヲ執ルトノコトデゴザイマシタ

尙ホ下級警察官ニ對スル給與ハドウナツテ居ルカトノ質問ニ對シマシテ、此ノ追加豫算ハ一般ノ標準ニ依ルモノヲ掲ゲテアルノデ、特ニ下級警察官ニ對シテ特別ナ措置ハ講ジテハ居ラスガ、二十一年度改定豫算ニ於テハ十三、三萬人ニ上ル下級警察官、消防官吏ニ對シ、一千五百萬圓ノ特別増給ヲ認メテ居ルトノ内務大臣ノ答辯デゴザイマシタ、尙又運輸通信ニ從事スル勞働者ノ給與ヲ上ゲロ、此ノ豫算ニハ出テ居ナイトノ鋭イ質問ニ對シ、運輸大臣ハ、從業員ノ諒解可能ナ程度ニ引上ゲル、爭議ハ本日、即チ二十八日解決ノ見透シデアルト答辯セラレマシタ

給與ノ特別措置ニ關聯シテ、待遇改善ハ洵ニ好マシイコトデアルガ、主食ノ一部ヲ自由競争デ手ニ入レナケレバナライ今日ニ於テハ、而モ物ハ不足シテ居ルノニ、給料ダケ上ゲテ購買力ヲ増大スル結果ハ益、物價高ヲ惹起シ、給料ト物價トノ馳ゴツコトナリ、却テ給料生活者ノ生活難ヲ招來スル危險ガアル、斯カル惡循環ニ對スル政府ノ見解如何ト申シマシタノニ對シテ、大藏大臣ハ、惡循環ヲ斷テ切リ「ボー

ント」ヲ攝マヘルコトハ困難デアル、例ヘバ石炭増産ハ其ノ一例デアルト答ヘラレマシタ

ソレカラ七月、八月ノ缺配地區ヘノ食糧供給ニ對スル見透シ、其ノ具體的ノ方針如何、「アメリカ」カラノ救援米ナドハ勤勞大衆ニ優先的ニ配給セヨトノ質問ガゴザイマシタガ、之ニ對シ農林大臣ノ答辯ヲ其ノ儘移シマスルト、輸入食糧ノ解放方ヲ懇請シテ居ル、新量ハ後日御示シラス、國民の立場ニ立ツテ問題ヲ解決スル、斯云フコトデゴザイマシタ、又食糧問題ニ付キ、馬鈴薯ノ買入價格ハ十廿二十四圓、獎勵金ガ二十四圓デアルガ、間ハ五百圓内外デ、十分ノ一ニモ足ラス、是デハ農民ハ中々馬鈴薯ヲ手離スマイトノ質問ニ對シ、農林當局カラ、農村ニ必要ナル物資ヲ出來ルダケ正常ノ「ルート」デ供給シ、他面、民主的ニ協力ヲ得テ、食糧ガナイカラ高イ、高イカラ閣下云フ惡循環ヲ斷テ切リタイト努力中デアルトノ答辯ガゴザイマシタ

石炭ノ價格調整補助金並ニ配炭機構ニ付キ、補助金ノ制度ハ之ヲ繼續スルカ、又配炭機構ハ變更スルカ、石炭採掘用資材ハ不足シテ居ルガドウスルカ、唯補助金ダケ出シテモ駄目デハナイカト云フ質問ニ對シマシテハ、商工大臣カラ、補助金ハ餘リ良イ制度デハナイガ、物價面ヲ考ヘテ、一箇所ニ鑑メテ石炭ノ所デ補助金ヲ出シテ、物價ヲ安クシヨウ、生産増強ヲ圖ラウ、是ガ爲ニ一般大衆其ノ他ニ對シ、非常ナ考慮ヲ致シテ居ル譯デアリマス、併シ今後ハ考ヘ直ス、日炭機構ハ變ルトノ答辯ガゴザイマシタ

農民ニ賦課スル所得稅ニ付キ、農村ノ反當リニ割付ケタ所得稅ノ賦課標準ニ、關連ヲ豫想シテノ農産物ノ所得ヲ計上シテ居ルガ、不都合デハナイカトノ質問ガゴザイマシタ、之ニ對シ大藏大臣ハ、農事實行組合ト相談シテ適正ヲ期シテ居ル、間違ツテ居レバ訂正サセ、斯云フコトデゴザイマシタ

政府ハ早期供出ヲ獎勵シテ、麥、馬鈴薯ノ供出獎勵金ヲ出スヤウニ言ツテ居ルガ、豫算ニハ出テ居ナイノデハナイカトノ質問ガゴザイマシタガ、農林當局カラ、馬鈴薯ノ供出獎勵金ハ消費費者負擔デヤツテ、麥ノ方ハ食糧管理特別會計ノ負擔デヤツテ行タト答辯ガゴザイマシタ

終戰處理費ニ付テハ、政府ノヤリ方如何ニ依ツテハ相當節減ガ出來ルト想フガ如何、之ニ對シ大藏大臣ヨリ、御説ノ通り出來ルダケ嚴格ニヤルガ、是ハ一種ノ失業對策ノ意味モアルトノ答辯デゴザイマシタ

「ソ聯占領地域内ニ在ル日本人引揚問題」ニ付テ、新聞紙ノ傳フル所ニ依ルカトノ質問ニ對シ、總理大臣カラ答辯ガゴザイマシタガ、要約スルト、骨ハ折ツテ居ルガ、明カニ云フ答辯デアリマス、以上申述ベシタ外ニ、分標のナ高尙ナ經濟論ヤ凡百ノ實際問題ニ付テ質疑應答ガ交ハサレマシタガ、詳細ハ總テ之ヲ速記録ニ譲リタイト思ヒマス

面ノ急迫セル食糧危機突破ノ具體案ヲ明示セヨ、以上デアリマス、次イデ協同民主黨竹山委員、無所屬俱樂部伊藤實雄君、新光俱樂部石田委員、日本民主黨準備會岡田勢一君カラソレノ意見希望ノ陳述ガアリマシタガ、結局原案賛成デゴザイマシタ、其後農林大臣ハ原案反對ノ意見ヲ述べラレマシタ、而シテ採決ノ結果多數ヲ以テ三案トモ原案ヲ可決致シマシタ、右御報告ヲ申上ゲマス（拍手）

「德田球一君登壇」 討論ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス 德田球一君

○德田球一君 私人本案ニ對シテ絕對反對スルモノデアリマス、其ノ理由ト致シマシテ、本案ハ我々ガ論議スル前ニ之ヲ出シテ居ルノデアリマシテ、我我ハ之ヲ十分熟讀シ、之ヲ十分論議スル所ノ餘地ヲ與ヘラレテ居ラスノデアリマシタ、尙且此ノ案ハ單ニ追加豫算ノミヲ掲ゲテ、是ノ背景ニナツテ居リマス、斯クノ如キ豫算ハ結局スル所ノ昨年年度豫算ノ關係、是ノ將來ノ豫算トノ關係、其ノ他特別會計ノ豫算トノ關係ハ何等政府ハ提出シテ居ラスノデアアル、斯クノ如キハ人民ヲ欺クモノデアアルノミナラズ（笑聲）我等議員ノ審議權ヲ全ク剝奪シタモノト等シイノデアアル、斯クノ如キ手續ヲ以テスル所ノ此ノ議案ノ審議ト云フモノハ何等意義ナキモノデアアリ、之ニ賛成スルコトハ出來ヌノデアリマス、尙ホ此ノ問題ニ付キマシテ最も重大ナルコトハ、之ヲ支辨スル所ノ歲入ハ、總テ煙草ノ値上其ノ他赤字ニ依ツテヤラレテ居ルノデアリマシテ、結局スル所、人民ノ九五%ヲ占メマス勞働者、農民、勤務者、其ノ他一般市民諸君ノ負ツベキモ

ノデアツテ、資本家、地主ノ戰爭ニ依ツテ利益ヲ取ツタ所ノ人々カラ戰時利得稅、財產稅、其ノ他進進所得稅ヲ取ルト云フコトハチツトモ之ニハ現ハレテ居ラス（ノノ）（ノ）更ニモウ一ツ此ノ支出方面カラ見マスレバ、此ノ支出方面ニ於キマシテハ勞働者、農民ニ對シ、殊ニ貸金問題ニ關シ、此ノ豫算ガ極メテ薄弱デアリ、又食糧問題ヲ解決スル豫算モ殆ど之ニハ現ハレテ居ラス、我々ノ今最も重大ナルハ國鐵及郵便デアリマスガ、是等ノ業務ニ於キマシテハ、今ヤ半分瓦解シ、彼等ハ今日働イテ食ヘナイ、一日ハ働キ、他ノ一日ハドウシテモ内職ヲシナケレバ食ツテ行ケナイ狀態ニアルノデアアル、然ルニ飢饉突破資金トシテハ六月分マデハ濟マシタガ、七月分ハ考慮シテナイト云フ狀態デアアル、七月分ハ此ノ豫算ニ是非稱ゲナケレバナラナイノニ、此ノ重大ナルコトヲヤツテ居ラスノデアアル、斯クノ如キ豫算ハ結局スル所、資本家、地主ヲ利益スルモノデアツテ、勞働者、農民其ノ他ヲ犠牲ニスルノト信スルノデアリマスカラ（ノノ）（ノ）（ノ）斯カル豫算ニ對シテハ我々ハ人民ノ名ニ於テ、勞働者ノ名ニ於テ、農民ノ名ニ於テ之ヲ反對スルモノデアリマス、私ハ共產黨ノ代表トシテ之ヲ反對スルモノデアリマス

○議長（樋貝詮三君） 採決致シマス、三案ノ委員長ノ報告ハ何レモ可決デアリマス、三案ヲ一括シテ委員長報告ノ通り決スルニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

（贊成者起立）

○議長（樋貝詮三君） 起立多數、仍テ三案トモ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ（拍手）

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出シマス、即チ此ノ際日程第八ヲ繰上ケ上程シ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(樋貝登三君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(樋貝登三君) 御異議ナシト認メマス、政府ハ此ノ議事日程變更ニ同意セラレマシタ、仍チ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ——日程第八、外地在留同胞引揚ノ促進並外地引揚者、復員者救済ニ關スル決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者稲田直道君

第八、外地在留同胞引揚ノ促進並外地引揚者、復員者救済ニ關スル決議案(稲田直道君外十二名提出)

外地在留同胞引揚ノ促進並外地引揚者、復員者救済ニ關スル決議案

終戦直後ニ於ケル外地在留同胞ハ、軍人軍屬及ヒ爾餘ノ邦人全部ヲ合シテ、ソノ數約六百五十餘萬人ニ及ヒシカ、ソノ後聯合國ノ大方援助ニヨリ今日マテニソノ過半三百四、五十萬人ノ内地引揚ヲ完了セルモ、ナホ現在三百萬人ノ多數カ遠ク異境ニ在リ困苦敗殘ノ生活ニ呻吟シツ、アルコトハ、我等同胞トシテ誠ニ忍フヘカラサルコトコナリ。

更ニ又漸ク故國ノ土ヲ踏メル引揚者、復員者並ニ戰災者ノ大部分ハコノ前古未嘗有ノ食糧危機ト惡性インフレン直面シテ衣食住ノ方途ヲ失ヒ、今ヤ餓死線上ヲ彷徨シツ、ア

リ、コノ儘ニシテ推移センカ思想ハ愈々尖鋭惡化シ、世相ノ混亂ハ益々大シテ、祖國再建ヘノ阻害コレヨリ大ナルハ無キニ到ルヘシ。

仍テ政府ハ直チニ聯合軍司令部ハ諒解ト援助ヲ得テ在外同胞ノ引揚促進ニ全力ヲ傾注スルト共ニ、コレ等引揚者、戰災者ノ生活安定ノタメ速カニ適切妥當ナル救済對策ヲ講ジ、以テ社會不安ヲ一掃セラレンコトヲ切望ス。

〔稲田直道君登壇〕

○議長(樋貝登三君) 只今上程ニナリマシタ各派共同提案ニ係リマスル外地在留同胞引揚ノ促進並外地引揚者、復員者救済ニ關スル決議案ノ提出理由ヲ説明致シタイと思ヒマス……

〔共同提案ダ「失言取消セ」ト呼ビ其ノ他發言スル者アリ〕

○議長(樋貝登三君) 靜肅ニシタイと思ヒマス……

〔誰ノ立場カ「ト呼ブモノアリ」〕

○議長(樋貝登三君) 稲田君……

○稲田直道君(續) ——ト云フコトヲ取消シマシテ、其ノ提出理由ヲ説明致シタイと思ヒマス——先ヅ其ノ案文ヲ朗讀致シマス

外地在留同胞平場ノ促進並外地引揚者復員者救済ニ關スル決議案

終戦直後ニ於ケル外地在留同胞ハ、軍人軍屬及ヒ爾餘ノ邦人全部ヲ合シテ、ソノ數約六百五十餘萬人ニ及ヒシカ、ソノ後聯合國ノ大方援助ニヨリ今日マテニソノ過半三百四、五十萬人ノ内地引揚ヲ完了セルモ、ナホ現在三百萬人ノ多數カ遠ク異境ニ在

リ困苦敗殘ノ生活ニ呻吟シツ、アルコトハ、我等同胞トシテ誠ニ忍フヘカラサルコトコナリ。

更ニ又漸ク故國ノ土ヲ踏メル引揚者、復員者並ニ戰災者ノ大部分ハコノ前古未嘗有ノ食糧危機ト惡性インフレン直面シテ衣食住ノ方途ヲ失ヒ、今ヤ餓死線上ヲ彷徨シツ、ア

リ、コノ儘ニシテ推移センカ思想ハ愈々尖鋭惡化シ、世相ノ混亂ハ益々大シテ、祖國再建ヘノ阻害コレヨリ大ナルハ無キニ到ルヘシ。

仍テ政府ハ直チニ聯合軍司令部ノ諒解ト援助ヲ得テ在外同胞ノ引揚促進ニ全力ヲ傾注スルト共ニ、コレ等引揚者、戰災者ノ生活安定ノタメ速カニ適切妥當ナル救済對策ヲ講ジ、以テ社會不安ヲ一掃セラレンコトヲ切望ス。

右決議ス。

以上ガ決議案ノ本文デゴザイマス、是ヨリ暫ク其ノ提出理由ヲ申述ベタイと思ヒマス

凡ソ敗戰ニ因ル耐ヘ難キ慘害ト苦難ハ、之ヲ受ケナイ國民トハ殆ドアリマスマイガ、思フニ其ノ中ニ於キマシテモ一番悲慘デ、サウシテ氣ノ毒ナモノハ、恐ラク海外在留同胞及ヒ外地引揚者、復員者、一般戰事被害者ノ人々デアラウト思ヒマス、即チ終戦後約十箇月ニモナリマスルガ、今尙ホ萬里荒廢セル大陸ノ地ニ、或ハ南洋ノ孤島ニ、遙カニ離レノ日本ノ空ヲ眺メマシテヤル瀕ナキ其ノ日ノヲ、一日千秋ノ思ヒヲ以テ日本ニ歸ルノ日ヲ待ツテ居リマス我々同胞ノ其ノ憐ミヲ思ヒマス

ル時ニ、或ハ又異境萬里ノ大陸ノ地ヲ自己ノ墳墓ノ地ト思ヒ定メマシテ、多年奮闘努力シ、大イニ其ノ根柢ヲ固メテ居リナガラ、一朝ニシテ米ノ開値一俵ニスラ値ヒセヌ金一千圓ナリト、外ニ僅カノ手廻リ品ヲ持ツテ、着ノミ着ノ儘デ、而モ中ニハ最愛ノ妻子ニサヘ別レマシテ、九死ニ一生ヲ得テ漸ク歸還致シマシタル外地引揚者ノ人達ノ、其ノ悲憤ト哀愁ト、或ハ又歸還勿々冷眼視サレ、且ツ失業シテ居リマスル所ノ、彼ノ昔ノ勇士タリシ多クノ復員兵士達ノ其ノ心境、心底、倍々又家ヲ燒カレ、衣服食糧ヲ失ヒ、其ノ職ヨリ離レ、又ハ企業整備ヤ強制疎開等ニ依ツテ失業シ、廣キ世界ニ身ノ置キ所ナシト云フ悲シムベク、又哀レナル是等各種ノ一般戰事被害者達ノ現狀ヲ思フノ時ニ於キマシテ、我等ハ如何ニ此ノ戰爭ナルモノガ慘憺タルモノデアリ、且又如何ニ人類文化ノ一大破壞者デア

ルカト云フコトニ付驚歎セザルヲ得ナイト同時ニ、又斯クノ如キ我等同胞達ノ生キタ地獄ノ、其ノ耐ヘ難キ忍苦ト悲慘ト靜カニ思ヒ及ボシマス時ニ、我等ハ眞ニ悲シミト同情ト込メ上ゲル敗戰ノ熱キ涙ナクシテハ、之ヲ見之ヲ聞キ、之ヲ語ルコトガ出来ナイノデアリマス(拍手)

諸君、終戦直後ニ於キマシテ我が國ノ在外同胞ノ數ハ、全部デ六百四、五十萬人程アリマシタガ、ソレガ今日マデニ既ニ三百四、五十萬人歸還致シマシテ、殘留者ハ最初ノ半數三百萬人弱トナツテ居リマシテ、其ノ成績ハ大體ニ於テ順調ニ進捗シテ居ルト言ウテ宜シイノデアリマス、唯我等ハ其ノ引揚ノ後進シトナツテ居リマスル所ノ残り三百萬人弱ノ同胞ガ、何率一日モ早く其ノ引揚ノ完了致シマス

ルコトヲ願フシテ已マイモノデアリマス、而シテ此ノ三百萬人ト云フ在留同胞達ノ引揚ニ對シマシテ、政府ハ果シテ如何ナル配慮ヲササレツ、アルノデアリマセウカ、思ヒマスルニ、是ハ黨クハ此ノ秋マデニ出來得ルダケノコトヲ運バナケレバ、今ノ儘デハ北滿、北鮮地區等ニ於キマシテハ、此ノ越冬ガ洵ニ至難ナルコトデアアルマイカト思フノデアリマス(拍手)申上グルマデモナク此ノ滿洲、朝鮮ノ地ハ、過去四十餘年間ニ互ツテ我が國ガ色々御世話ヲ致シマシテ開發ハ致シマシタガ、今度之ヲ元々ニ返スコトニ相成リマシタニ付キマシテハ、其ノ物心兩面ニ於ケル損失ト云フモノハ大ナルモノガアリマスルケレドモ、併シナガラ我々ハ、此ノ際物質的ハ第二ニ致シマシテモ、セメテ現在生キテ居ル人達ノ生命ダケハ助けテヤリタイと思フノデアリマス(拍手)今日滿洲ニハ軍人、軍屬以外ノ一般人ガ尙ホ相當數殘留シテ居リマスルガ、其ノ中デモ特ニ氣ノ毒ナモノハ、彼ノ全國カラ行ツテ居リマスル開拓移民ノ一團デアリマス、彼等ハ政府ノ獎勵ニ依リマシテ懸外萬里ノ土地開拓ニ連出サレタ者デアリマスルガ、是ガ全國デハ相當數ニ及ンデ居リマシタケレドモ、中デモ特ニ之ヲ最モ正直ニ受入レタ所ノ彼ノ岐阜縣ノ如キニ於キマシテハ、戶數ト致シマシテ約二千五百戶、人口ニ致シマシテ約一萬人餘モ送出シテ居タト云フコトデ、同縣ニ於キマシテハ今上下ヲ通ジテノ重大問題トナリマシテ、大騒ギヲシテ居ルト云フコトデアリマス(拍手)兎ニ角政府ハ正直ナ人ヲ聞デ苦シメタリ、正直ナ縣民ヲ犠牲ニシタリセナイヤウニシナイ

ト、一國ノ政治ハ決シテ善政ニハナラ
ナイト云フコトニ深ク思ヒテ致サナイ
トイケナイノデアリマス(拍手)而シテ
此ノ滿鮮等ノ引揚民ノ事柄ニ對シマシ
テハ、去月六月二十六日ニ開カレマシ
タ對日理事會ノ席上ニ於キマシテ、
「ソ聯代表ノ方ヨリ、北鮮ニ於テハ引
揚用ノ配船ヲスルト云フコトハ宜イコ
トデアルト云フ、親切ナル言明モアツ
タカノヤウニ新聞デモ報道サレテ居リ
マスルカシテ、此ノ際須ク政府モ國
民モ人類愛ニ應ヘマシテ、熱誠以テ聯
合國ニ懇請致シマスルナラバ、必ズヤ
ヨリ良キ打開ノ途ノアリマセウコトヲ
深信ズルモノデゴザイマス(拍手)仍
テ冀クハ政府ニ於カレマシテハ此ノ趣
旨ニ則ラレマシテ、今後何卒最善ノ方
途ヲ講ゼラレシコトヲ切望スル次第デ
ゴザイマス

ノ昂騰ニ追詰メラレ、其ノ生活ハ愈々
窮迫シ、低下致シマシテ、ソレガ爲ニ彼
等ノ多クハ所謂惡「ブローカー」ヤ闇商
人等トナリマシテ、社會ヲ混亂シ、或
ハ又其ノ然ラザル者ハ辛ウジテ小資本
ヲ以テ仕入レマシタ「パン」ヤ煙草ヤ菓
子ナドヲ賤價デ賣立マシタリ、又ハ靴
磨キナドヲシタリ、或ハ又自己ノ愛用
シテ居ル衣類ヤ道具ナドヲ賣ツタリシ
テ生活シテ居ル者モ多クアルノデアリ
マス、是等ハ勿論諸君ノ爲メノ商賣ニ
ハアラズシテ、是ハ全ク深刻ナル生活
難カラノ商賣デアリマスルコトハ、今
更申上ゲルマデモアリマセウ、而シテ
今ヤ彼等ハ手持品モ賣盡シマシテ、愈
愈ド底ニ陥ツテ、遂ニ命ヨリモ大切
ナル節操モ賣ツテ生活スルニ至ル者ス
ラ夥シク現ハレツ、アルト云フコト
ハ、最近ノ新聞ニモ綴々、報道サレツ、
アル所ノモノデアリマス(拍手)

此處ニ或ル戰爭被害者ノ遺家族ガア
リマシテ、其ノ方月額百圓ノ給與ヲ受
ケテ居ルヤシイノデアリマスルガ、此
ノ親子五人暮シノ未亡人トモ云フベキ
人ガ書送リマシタ次ノ如キ餓死直前ノ
生活ノ慘ミノ手紙ノ一節ガアルノデア
リマス、即チ曰ク、私達ノヤウニ主人
ガ生キテ居ルカ死ンデ居ルカ分ラズ、
其ノ親子五人デ何カラ何マデ急激ニ暴
騰シツ、アル今日ノ世ノ中デ、一日三
圓餘ノ給與ヲ以テシテハ連モ一山十
圓、十五圓ノ品物ヲ食ベテハ生キテ行
カレマセウ、ドウセ此ノ饑饉ハ最早餓
死ヲ待ツバカリデアリマス、ト言ウテ
居リマスルコトハ、是ハ恐ラク唯單ニ
此ノ種ノ階級ノ人ノモノコトニハアラ
ズシテ、是ハ正シク引揚者ヤ復員者其
ノ他全戰爭被害者達ノ大部分ノ人達ノ

叫ビ聲デハアルマイカト思フモノデア
リマス(拍手) 諸君、今ヤ日本ノ此ノ
引揚者、復員者其ノ他全戰爭被害者ノ
多クハ斯クノ如キ世相ニマデ突進ミマ
シテ、彼等ノ思想ハ愈々尖鋭惡化シ、
而シテ其ノ極ハ遂ニ各種非法的手段
ニ訴フル者ガ、日ニノ増加シツ、ア
ル有様トナツテ來タノデアリマス、即
チ終戰以來カラ昨今マデノ間ニ至ル各
種犯罪ノ内容ニ於キマシテ、其ノ中ニ
是等引揚者、復員者其ノ他ノ戰爭被害
者達ノ犯シマシタル竊盜、強盜、傷
害、詐欺、脅略及ビ諸種ノ經濟事犯罪ニ
集團的強盜強盜犯等ガ著シク激増シテ居
リマシテ、而モ其ノ中デ財産ニ關スル
罪ガ特ニ目立ツテ多イコト云フコトハ、
是ハ正シク生活様相ガ非常ニ窮迫シテ來
タト云フコトヲ如實ニ物語ツテ居ルモ
ノデアルト思フノデアリマス、例ヘバ
或ル復員兵士ハ、深夜「電報」下
言ウテ戸ヲ叩イテ侵入シ、木製ノ「ビ
ストル」ヲ突付ケテ米五升ヲ強奪シ
タ、又或ル元少佐ハ、恩給停止ニ依ル
生活不安ニ精神ガ錯亂致シマシテ、夜
中手斧ヲ以テ自己ノ次女十一歳ト孫ノ
五歳トヲ慘殺シ、又元豫科練生デ十八
歳ニナリマス少年ハ、軍需物資一萬四
千圓餘ヲ強奪シタト云フヤウナ事例
ガ、近時各所ニ頻々トシテ起ツテ居リ
マスルコトハ、洵ニ痛心ニ堪ヘナイ次
第デアリマス、斯ノ如キハ、是レ全ク
詮方ナキ敗戰日本ノ悲シムベキ姿ナリ
トハ言ヒナガラ、併シ之ヲ此ノ儘ニシ
テ推移セシカ、思想ハ愈々尖鋭惡化
シ、世相ノ混亂ハ益々増大シテ、祖國
再建ヘノ阻碍ハ蓋シ是ヨリ大ナルハナ
イト思フノデアリマシテ、兎ニモ角ニ
モ、今ノ内ニ何トカ良キ對策ヲ講ジナ

ケレバナラナイト思ヒマスノミナラ
ズ、而モ又ヨリ良キ救済ト解決トノ責
任ハ、必ズヤ我等國政ニ參與致シテ居
リマス者其ノ雙肩ニ懸ツテ居リマス
コトヲ痛感シ、旁々、銳意是ヲ對策ヲ講
ジナケレバナラナイト思ヒマスノデ、
仍テ今同我々ハ茲ニ本決議案ヲ提出シ
タ次第デアリマス

要ハ聯合軍司令部ヨリ許サル、範圍
ニ於テ政府ヲ鞭撻シ、以テ政府ヲシテ
是等引揚者、復員者、其ノ他戰爭被害
者等ヲシテ適切ニ救済シ得ル何等カノ
最善ナル方策ヲ立テ、實ヒタイト云
コトガ、本決議ノ要目デアリマシテ、
即チ申上ゲルマデモナク、今日ノ所デ
ハ軍人、軍屬及ビ其ノ遺族並ニ外地引
揚者ニ對シマシテハ、之ヲ一般國民ヨ
リ以上ニ特別ノ援護或ハ救助ヲ與ヘマ
スコトハ、「マ」司令部ノ通達ニ依リマ
シテ禁止セラレテ居リマスルケレド
モ、併シ茲ニ特ニ「マ」司令部ニ對シマ
シテ陳情、懇請致シタイト思ヒマスル
コトハ、今ヤ日本國民ハ其ノ總意ヲ以
テ過去ノ軍國主義ノ非ヨリ自覺メマシ
テ、眞ニ平和愛好ノ民主政治ニ徹底
シ、進ンデ永世戰慄ヲモ拋棄スルノ心
構ヘヲサヘ憲法ニ依ツテ決定セントシ
テ居ル今日デモアリマスルシ、且ツハ
又其ノ罪ヲ憎ンデ其ノ人ヲ憎マズト云
フ諺ハ、凡ソ古今東西ヲ通ジテノ博愛
ノ精神デモアルノデアリマスルカラシ
テ、政府ハ上述ノ如キ日本今日ノ急迫
セル社會情勢ヲ具サニ「マ」司令部ニ能
ク懇ヘラレマシテ、以テ諒解ヲ乞ヒ、幸
ヒニ諒解ガ得ラレマシタナラバ、其ノ
許サレタル線ニ沿ヒテ、此ノ決議案ノ
趣旨ニ則リマシテ、最善ノ處置ヲ講セラ
シコトヲ望ム次第デアリマス(拍手)

是ガ本決議案ノ要旨デアリマス、仍
テ冀クバ滿場ノ各位ニ於カセラレマシ
テモ、如上ノ趣旨ヲ御諒承ノ下ニ、滿
場一致御賛成アラシコトヲ希望致シマ
スル次第デアリマス(拍手)

○議長(樋貝登三君) 是ヨリ討論ニ入
リマス、順次發言ヲ許シマス——大久
保傳藏君

〔大久保傳藏君發言〕
○大久保傳藏君 只今議題トナリマシ
タ、各派ノ共同提案デアリマス外地在
留同胞引揚ノ促進並ニ外地引揚者、復
員者救済ニ關スル決議案ニ對シ、私ハ
日本進歩黨ヲ代表致シマシテ賛成ノ意
見ヲ申述ベタイト存ズルノデアリマス
(拍手)

御承知ノ如ク慘メナ敗戰ノ結果、今
ヤ吾等ノ瀕ニ臨ム母國ニ歸リツ、アル
悲慘ナル同胞ハ、毎日二萬乃至三萬ヲ
算ヘテ居リマシテ、既ニ聯合國ノ絶大
ナル援助ニ依リマシテ、今日マデ其ノ
過半、三百四、五十萬人ノ同胞ガ内地
ニ引揚ゲテ參リマシタルコトハ、洵ニ
御同慶ニ堪ヘナイ次第デアリマス、
併シ歸心矢ノ如キ同胞ガ、三百萬人ノ
多數尙ホ今日異域ニ於テ恐怖ニ戰イテ
居ルノデゴザイマス、而モ我等ノ最モ
深憂ニ堪ヘザルモノハ滿洲、北鮮、樺
太ノ在留同胞デアリマシテ(拍手)此ノ
心情ヲ思ヘバ、唯々涙ナキヲ得ナイノ
デゴザイマス(拍手)胡蘆島ヨリ博多引
揚援護局ニ達シタ情報ニ依リマスル
ト、在滿同胞ハ今日其ノ引揚ガ、國共
ノ紛爭ニ依ル鐵道ノ破壞等ニ依リ、此
ノ秋マデハ全滿ノ引揚完了ハ困難ナ
ル模様デアルト言ウテ居ルノデアリマ
ス、而モ一日二三千名程度ノ輸送デ、

此ノ調子デアラナラバ、南滿地區四十五萬名ダケデモ四箇月有餘ヲ必要トスルカラ、十一月ニナリマスナラバ胡蘆島ハ海水ノ爲メ運搬困難ナリ、奥地在留者百二十萬ハ越冬ノ餘儀ナクサルノデゴザイマセウ、ナゼカナレバ胡蘆島ハ箇所ヨリノ引揚ノ如キハ、針ノ穴カラ駱駝ヲ通スニ等シイノデアリマス、今コソ此ノ悲慘ナ同胞ヲ救フニ急ナル時ハナク、全ク分秒ヲ爭フ重人間題ナリト言ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)若シ越冬ノ如キ最惡ナル所ノ事態ニ至ルデアリマセウナラバ、同胞ハ遂ニ死滅スル以外ニ其ノ途ハナイノデゴザイマス、御承知ノ如ク「ボツダム」宣言第九條ニ「日本國軍隊ハ、完全ニ武裝ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ、平和ノ日ヲ生産的ノ生活ヲ營ムノ機會ヲ得シメラルベシ」ト載トシテ明言サレテ居ルニモ拘ラズ(拍手)私ノ最モ諒解ニ苦シムモノハ、軍人軍屬ノ中武裝解除ト共ニ、開拓移民或ハ青少年義勇隊員ヲ含メテ、相當多數、或ル時ハ三十萬、或ハ四十萬ト言ハレテ居リマスガ、斯ウシタ大量ナル所ノ方々ガ何處カヘ連レテ行カレタト云フ風説ナノデゴザイマス(拍手)之ニ關シマシテ朝日新聞三月五日附ノ紙上ニ、奉天ノ日本軍俘虜「シベリア」ヘ送致、「ソ聯軍司令官ノ言明」ト言フ見出しデ、次ノヤウナ記事ガ記載サレテアルノデゴザイマス、在滿日本人ノ狀況ニ付テハ、内地デモ情報不足ノ爲メ憂慮サレテ居タガ、二月二十八日、奉天地區赤軍司令官「スタンケ・ウイッテ」少將ハ英米記者團ト會見ノ席上、同地區ノ日本戰時俘虜ハ全部「シベリア」ノ收容所ヘ送致サレタ旨、次ノ如ク言明致シタノデアリマス、即チ奉天地區ノ

日本戰時俘虜ハ日本ニ送還サレル代リニ、「シベリア」ノ收容所ヘ送ラレタ、何處ニ如何ナル目的デ送ラレタカニ付テハ、正確ナルコトハ判明シナイト報ジラレテ居ルノデゴザイマス、是等ノ報道ハ奉天地區以外ノ、日本軍人以外ノ俘虜ニ付テ何等言及シテ居リマセウガ、奉天以外ノ地區ノ軍人ガドウ云フ取扱ヒヲ受ケテ居ルカト云フコトハ、只今ノ所全ク不明デアリマス、何レ此ノ問題ニ付テハ政府ハ關係諸國ニ懇請シ、解決セラレルコトヲ確信致シマスルケレドモ、我々國民ハ此ノ安否ヲ氣遣ヒ、其ノ歸宅ヲ待テ居ル家族ノ胸中ヲ思フ時ニ、何トモ言ヘナイ心地ガスルノデアリマシテ、政府ハ急速且ツ積極的ニ關係諸國ノ諒解ヲ援助トヲ懇請シテ、人道ノ悲劇ニ終ラザランヤウ一日モ速カラランコトヲ國民ノ名ニ於テ熱望シ已マナイノデアリマス(拍手)要スルニ引揚同胞ノ救済ノ根本ハ海外抑留者ノ生命保障ト歸還促進ト第一義的デアリマス、是ハ主トシテ聯合國ノ援助ヲ政府ガ懇請スルト共ニ、熱烈ナル同胞愛ニ依ル國民總意ノ一大運動ノ展開コソ、又固ヨリ當然デアルト言ハネバナリマセウ

次ニ極メテ重視シナケレバナラナイ國內問題ハ、先程提案ノ趣旨説明ニモアリマシタケレドモ、受入體制ノ整備擴充デアリマス、政府ノ施策ハ遺憾ナガラ消極的デ、上陸地ニ於ケル綜合保護政策ノ如キ、定著地ニ於ケル緊急輔導政策ノ如キハ貧困其ノモノナノデアリマス、本土上陸第一歩ノ印象トシテ屢々引揚者ヨリ漏ラサレル通リ、異國ノ風ヨリモ祖國ノ風更ニ冷タシト歎イテ居ルデアリマセウカ(拍手)是ハ其ノ保護策ガ形式的ニ限シ、所謂官僚事務家ヲ抜切レナイカラデアリマス、併シナガラ今コソ我々政府ノ責任呼バハリマスルコトバカリニ汲汲トスルコトナク、翻然同胞愛ニ目覺メ、政府國民一致協力致シマシテ、七百萬引揚同胞者ニ溫キ手ヲ心カラ差伸バナケレバナリマセウ(拍手)若シ之ヲ等閑視スルガ如キコトガアリマスルナラバ、新生平和日本ノ建設ノ如キハ斷ジテ不可能ナリト言ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)我々黨ハ曩ニ之ニ關シ其ノ具體策ヲ發表致シタノデアリマスルガ、今日ノ如キ變動期ニ於ケル援護策ハ、國民ノ民族ノ性格ノ下ニ要請サレナケレバナリマセウ、即チ當面ノ援護政策ノアリ方ハ一方ナル社會事業的、慈善事業的デハナク、生産社會政策ノ一環トシテ自主更生的ニ推進サレナケレバナラスト思ヒマス(拍手)ソレ故ニ引揚同胞ハ新ナル生産ノ陣營ニ加ハリ、更生日本ノ一員トスルコトノ緊要ナルコトハ言フマデモアリマセウ、政府ハ此ノ際先形式ニ流レズ、勇猛果敢ニ援護施設ヲ全面的、而モ綜合的ナル政策ヲ確立、其ノ經濟的基礎ノ組織化、援護政策ヲ強化徹底サバ速カニ期セラレンコトヲ要望シテ已マザルモノナノデアリマス(拍手)

議長(議員詮三君) 米山久君
○米山久君 我々社會黨代表シ、全國ノ海外引揚同胞ノ本當ニ夫ヲ思フ妻ノ心、子ヲ思フ母ノ心ヲ代表致シマシテ一言申上ゲタイト存ジマス(拍手)
終戰越ニ一箇年モ最早間近ニナラウトシテ居リマス、一日千秋ノ思ヒトハ單ナル美辭麗句デハゴザイマセウ、一家ノ支柱ヲ待ツ家、本當ニ生活苦ノ中トハ洵ニ言葉ノ外ニ、今日ハ餓死線上ヲ彷徨ヒツ、アル所ノ、本當ニオ父サンサヘ歸ツタナラドウニカヤツテ行ケルダラウ、兄弟サヘ歸ツタナラドウニカヤツテ行ケルダラウト思ツテ待ツテ居ル此ノ姿ヲ思ヒマス時ニ、全ク言語ニ絶スルモノガアルト思フノデゴザイマス、支那及南方諸地域ニアリマス所ノ復員ノ同胞ガ、今後四箇年モ捫ルト開イテ居リマシタニ拘リマセウ、案外ニ豫定ヨリハ早ク進捗致シマシテ、今年中ニハ引揚ガ完了スルト聞イテ居リマス、此ノ全ク豫定以上ノ進展ヲ見マシタノハ、偏ニ「マッカーサー」司令官ノ御配慮ノ賜トシテ本當ニ感謝ニ堪ヘナイ所デザイマス(拍手)
ソレニ付ケマシテモ更ニ思ヒツ深ク致シマスノハ、北滿、「シベリア」、千島、樺太、北鮮ニ今尙ホ有餘萬ノ我々同胞ガ在ルト聞イテ居ルノデゴザイマス、ドウナツテ居ルノデアリマセウカ、早く歸シテ下サイ、此ノ一言ニ盡キテ居ルノデアリマス(拍手)武裝ヲ解除セル今日、歸サレルト深信ジテ居リマシタ爲ニ、敗戦後ノ辛イ生活ニモ堪ヘテ待ツテ居ルノデアリマス、併シナガラ尙トシテ消息ハ知レナイノデゴザイマス、早く歸シテ貰フカ、セメテハ往復ノ船ニコトツケテ其ノ消息ノ葉書モ送ツテヤリタイノデアリマス(拍手)萬里異境ノ空ニ飢エテ居ル妻ヲ思ヒマス時ニ、此ノ缺配ニ憐レデ居ル我々ノ食糧ノ中カラデモ一握リデモ送ツテヤリタイト思ヒマス(拍手)著イト云フノモ東ノ間デアリマス、體テ酷暑冬ノ多ガ來タ時一體ドウナルダラウト思ヒマス時ニ、一枚シカナイ着物デモ送ツテヤリタイト思フノデアリマス(拍手)此ノ切々タル母ノ思ヒ、切々タル妻ノ思ヒハ全世界ノ女性ニモ理解サ

ル、コトト思ヒマス(ヒヤノノ拍手)母テフナル、妻テフナル者ノ思ヒハ一ツダト思フノデアリマス、滿洲カラノ復員船ハ胡蘆島一本ト聞イテ居ルノデアリマス、一日ニ五千ト致シマスレハ、一箇月ニハ僅カ十五萬人ニ過ギナイノデゴザイマス、ドウカ此ノ外ニ大連港及北鮮ノ羅津、清津ヲ特ニ復員用ニ開港シテ貰ヘナイモノデゴザイマセウカ、切ニ希望ニ堪ヘナイモノデゴザイマス
次ニ引揚者ノ情勢ニ付テ一、二申上ゲタイト思ヒマス、引揚者ハ既ニ三百四十、五十萬餘アリマス、我が黨モ毎日百人カラノ人々ガ來ラレテ、ドウシテ起チ上ル、ト御相談ニ應ジテ微力ヲ盡シテ居ル、ナナ次第デゴザイマスガ曾テハ祖國ヲ後ニシテ、霄雲ノ雄志ヲ抱イテ、異境ノ地ニ骨ヲ埋メヨウトシテ築キ上ゲラレタ仕事モ、粒々辛苦ノ一切ヲ拋棄サレテ歸ラレタノデアリマス、着ノミ着ノ儘ニ歸ラレタ者ハ、故郷ニ歸ツテ人ノ情ノ袖ニ纏ラウトハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、ドウデモシテ起チ上レナイモノカト云フ思ヒデ一杯デ居ラレル氣持ヲ思ヒマス時ニ、全ク御同情ニ堪ヘナイ次第デゴザイマス、是等ノ方々ニ對シテコソ、曾テノ雄志ヲ甦ラシテ、平和日本建設ノ一翼トシテ斷然起チ上ツテ貰ハナケレバナラナイト思ヒマス(拍手)政府モ國民モ共ニ協力シテ斷ジテ見殺シニシテハナラナイト思ヒマス(拍手)集團歸農、土木請負、漁業方面等ニモ積極的ニ援助シテ戴キタイト思ヒマス、更生資金ニ對シマシテモ、其ノ仕事ニ對スル特權ヲ與ヘテ戴キタイ、兎ニ角何トカシテ起チ上ラシテ戴キタイト思フノデアリマス、是ハ單ニ慈善的ノ救済事業ニ終

ルコトナク、國家ノ公的ナ義務トシテ
萬全ヲ盡シテ戴キタイト思フノデアリ
マス(拍手)又復員船ノ看護婦並ニ船長
ニ對シテ、或ハ船員ニ對シテ特ニ感謝
ノ意ヲ表スル所ハ、疲レ果テテ歸ル同
胞ノ長イ海路ニ對シテ心ヤリ、其ノ
御勞苦ニ對シマシテハ、政府ニ於カレ
マシテ最善ノ謝意ヲ表セラレト共
ニ、是等ノ待遇ニ對シテモ特ニ御配慮
ヲ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)
此ノ海外同胞引揚ニ對シマス對策コソ
ハ、刻下焦眉ノ重大ナル問題ト切ニ考
ヘルノデアリマシテ、政府ニ此ノ上ナ
ガラノ御盡力ヲ願フモノデゴザイマ
ス、之ヲ以テマシテ此ノ決議案ニ對シ
社會黨代表トシテ贊意ヲ表スル次第
デゴザイマス(拍手)

○議長(樋貝詮三君) 船田亨二君

〔船田亨二君登壇〕

○船田亨二君 我ハ協同民主黨ヲ代表
致シマシテ、本決議案ニ對シ心カラナ
ル贊意ヲ表シマスルト共ニ、本決議案
ノ提出者ノ末席ヲ汚ス一人ト致シマシ
テ、何卒皆様方ノ御協力、御協賛ヲ仰
ギタイノデゴザイマスルガ、ソレト共
ニ、私特ニ本日皆様方ノ前ニ立チマシ
タノハ、私自身引揚者ノ一人ナノデア
リマシテ、私ハ大正十五年以來朝鮮京
城ニ約二十年在任致シマシテ、昨年ノ
末、御承知ノ通り撤ゲルダケノ荷物ト
現金一千圓ノ携帶ヲ許サレテ、命カラ
ガラ引揚ゲテ參ツタ者デアリマス、隨
テ今日夜引揚ゲテ參リマスル人達ノ如
何ニ苦勞シテ居ルカト云フコトニ付
テ、身ニ沁ミテ其ノ困苦ヲ察シテ居ル
ノデアリマシテ、歸リマシテ以來約
半年、及バズナガラ其ノ方面ノコトニ
付テ出來ルダケノ努力ヲシテ來タモノ

デアリマス、幸ヒニシテ私ガ引揚ゲタ
頃ニ比べマス、此ノ頃引揚者、復員
其ノ他ノ方々ガ日本ノ本土ニ著キマシ
テカラ、其ノ目的地ニ歸リ著クマデノ
間ノ救援ノ事業ハ、可成リ組織立チ、
餘程樂ニナツタヤウデアリマシテ、尙
ホ一層此ノ點ニ付キ政府及ビ皆様方ノ
御援助ヲ仰ギタイト思フテ居ルノデア
リマスガ、而モ是等ノ引揚者、復員
者、其ノ他ノ人々ガ其ノ目的地ニ歸リ
マシテカラ後ノコトニ付キマシテハ、
マダ救援決シテ十分ト言ヒ得ナイノデ
アリマシテ、殊ニ永ラタ臺灣、朝鮮或
ハ樺太其ノ他三三三三三三三三三三
年ト在任致シマシタ人達ハ、假令其ノ
本籍地ニ歸ツタト致シマシテモ、殆ド
其ノ本籍地ニ親類ナドト云フモノハナ
ク、或ハ更ニ朝鮮、滿洲其ノ他生レ
タ人達ハ、其ノ本籍地ノ西モ東モ分ラ
ナイト云フ狀態ナノデアリマシテ、是
等ノ人々ノ困窮——幸ヒニシテ私自身
ハコチラノ故郷ニ職災ヲ免レタアバラ
屋ガアリマシタオ蔭デ、ヤツト雨露ヲ
凌グコトハ出來テ居ルノデアリマス
ガ、一緒ニ引揚ゲタ人達、一緒ニ仕事
ヲシタ人達或ハ先ニ引揚ゲタ人達ノ困
窮ハ、之ヲ身ニ沁ミテ感ジテ居ルノデ
アリマシテ、斯ウ云フヤウナ方面ニ關
シ尙ホ一層ノ救援ノ必要ヲ痛感致シテ
居ル次第デゴザイマス、何卒此ノ點ニ付
キマシテ、皆様方ノ一層ノ御配慮ヲ煩ハ
シタイト思フノデアリマス、兎ニ角引
揚ゲテ參リマシタモノノ、内地ニ知人
モ少ク、又日本本土ニ關スル知識モ少
ク、サウシテ今ノヤウナ救援ノ狀態ノ
儘デゴザイマスルト、兎モスレバ、何
ト申シマスルカ僻シダヤウナ氣持ニナ
ル、是ハ私自身モツイサウ云フコトヲ

考ヘルノデアリマスガ、是ハ已ムヲ得
ナイノデハナイカト思ハレル、洵ニ同
情スベキ狀態ニアルノデアリマシテ、
私自身ニ致シマシテハ出來ルダケノ力ヲ
注イデ、是等ノ人達ガサウシタ僻シダ
ヤウナ氣持ニナラズニ、先程カラ前辯
士諸君ガ仰シヤツテ居ルヤウニ、日本
復興ノ爲ニ、日本本土ニ在任致シテ
居ラレタ日本人ト一緒ニナツテ努力サ
ル、ヤウニト云フコトヲ念願シテ已マ
ナイノデアリマスガ、幸ヒニシテ此ノ
度斯ウ云フヤウナ決議案ガ上程サレル
ヤウニナリマシタコトニ付キマシテ、
私先程申上ゲマシタヤウニ、協同民主
黨ヲ代表致シマシテ滿腔ノ贊意ヲ表ス
ルト共ニ、何トカシテ皆様方ノ御同情
ヲ仰ギタイト思ヒツ、更ニ僥越デハ
アリマスガ、引揚者、復員者、サウ云フ
者ノ一員トシテ皆様方ノ御配慮ニ對シ
テ厚ク御禮ヲ申上ゲタイト思フノデア
リマス(拍手)ソレニ付キマシテモ、何ト
言ツテモ氣掛リナノハ、私幸ヒニ三十
八度以南ノ朝鮮ニ居リマシタオ蔭デ、
命ヲ全ウシテコチラニ歸リ、此處ニ立
ツコトモ出來ルヤウナ狀態ニアルノデ
アリマスガ、昨年八月十五日ノ終戰
ガ、實ヲ申シマスレバ、アト三、四日
遅レマシタナラバ、私自身モ或ル所用
ノ爲ニ三十八度以北ニ行ツテ居タカモ
知レナイノデアリマシテ、其ノ時ノコ
トヲ考ヘマス、今デモ實ハ惘然トス
ルヤウナ次第デゴザイマス、私自身ア
チラニ參ツテ居リマシタ、色々ト附合
ツテ居タ人達、斯ウ云フヤウナ人達ガ
マダ大部分歸ツテ參ツテ居リマセヌノ
デ、ソレ等ノ人達ノ顔ヲ目前ニ浮ベ
テ、夜ナドモ眠ラナイヤウナコトガ度
度アルノデアリマスルガ、何トカシテ

此ノ人達ヲ救ヒタイト考ヘテ居ル次第
デアリマス、殊ニ御承知トハ思ヒマス
ルガ、内地在任ノ方々ニハ御想像ニモ
及バナイヤウナ所、ト申シマスルノ
ハ、朝鮮ノ北ノ方或ハ滿洲ニ於ケル食
糧或ハ衣料ノ不足ト云フコトハ到底此
ノ東京附近ノ衣料不足トカ食糧不足ト
カトハ比較ニナラナイ程度デアリマ
ス、ノミナラズ、只今斯ウ云フヤウニ
我々汗ヲ擻イテ此處デ色々ナコトヲ致
シテ居リマスルガ、アト一月モ經テマ
スレバ、北鮮、滿洲ナドニハ直ク涼風
ト申シマスルカ、寒風ガ吹キ荒ンデ參
ルノデアリマシテ、既ニ疲レ切ツタ同
胞ガ此ノ寒風ニ見舞ハレマスレバドウ
云フ結果ニナルカ、ソレヲ考ヘマス
ト、私自身ナドモ居テモ立ツテモ居ラ
レナイヤウナ氣ニナルノデアリマス
(拍手)此ノ點ニ付キマシテ、先程カラ
ノ前辯士諸君ノ仰シヤツタヤウニ、
何トカシテ一刻モ早ク、ドンナコトデ
モ宜シイカラ手ヲ打ツテ戴キタイト云
フ風ニ考ヘル次第デアリマス
私コチラニ歸リマシテ、又此ノ議場ノ
末席ヲ汚ス一人トナリマシタオ蔭デ、方
々カラ、引揚者其ノ他ノ方々カラ色々
ナ希望、注文其ノ他ガ舞ヒ込ンデ參リ
マス、私自身身ニツマサレテ、色々ソレ
等ノ人達ノ希望ナリ氣持ナリ了了解ス
ルコトガ出來ルノデアリマスルガ、其
ノ一々ニ付テ諄々ト申上ゲルコトハ總
テ省キマス、何卒宜シク此ノ點ヲ御考
ヘ下サイマシテ、政府ニ於テモ凡ユル
手段ヲ講ジテ、北朝鮮、滿洲及ビ恐ラ
ク樺太、千島ノ方モ寒サ其ノ他ニ付キ
マシテハ、滿洲、朝鮮ト同ジヤウナコ
トデハナイカト思フノデアリマスル

ガ、其ノ方面ニ居リマスル同胞ヲ救ヒ
出スコトニ努力ヲシテ貰ヒタイト云フ
風ニ考ヘル次第デアリマス、協同民主
黨ヲ代表致シマシテ一言述べサシテ戴
イタ次第デアリマス(拍手)

○議長(樋貝詮三君) 近藤鶴代君
〔近藤鶴代君登壇〕

○近藤鶴代君 無所屬俱樂部ヲ代表致
シマシテ、簡單ニ申上ゲマス
靜カニ引揚同胞、復員軍人ノ方々ノ
オ氣ノ毒ナ姿ト、現地ニ御殘リニナツ
テイラツシヤイマス方々ノ上ヲ案ジ暮
シテ居ラレマス皆様、痛マシイ御姿ヲ
思ヒ浮ベツ、私ハ皆様ト共ニ此ノ決議
ニ對シマシテ心カラ贊成ヲ致シマス、
海外發展ハ日本ニ取ツテ大切ナ施策ノ
一ツトシテ獎勵サレタモノデゴザイマ
シタ、今日海外カラ引揚ゲラレマシタ
人、又歸ラウトシテ居ラレマス人達ハ、
何レモ日本ノ先覺者トシテ雄飛サレタ
人達デゴザイマス、ソレニモ拘リマセ
ズ、今日尙ホ多クノ同胞ハ現地ニ殘ツ
テ想像モ及バナイヤウナ苦シミヲ嘗メ
ナガラ、生死ノ程モ分ラナイト云ツ
タヤウナ狀態デアリ、又偶々家族ヲ
引連レテ歸ルコトノ出來タ人々モ、住
ム家モナク、疎開シタ衣類モナク、耕
ス土地モナク、僅カバカリノオ金ヲ命
ノ綱ト懸ンデ此ノ事實ハ、或ル意味
デハ此ノ度ノ戰爭ノ最モ大キナ犠牲者
デハナイカト存ズルノデゴザイマス
(拍手)又復員軍人ノ方々ハ、曾テ最モ
優秀ナ心身ヲ持主トシテ第一線ニ活躍
シ下サツタ方々デゴザイマス、其ノ復
員軍人ノ方々ニ對シマシテ、今日日本
ノ狀態ハドウデゴザイマセウカ、唯日
常ノ禮儀作法或ハ物腰動作サヘモ之ヲ
輕蔑スルヤウナ風サヘアルト聞及ンデ

居リマス、海ニ痛マシイ方々、相濟マ
ナイ方々デアルト云フ國民ノ氣持ハ、
日常ノ言動カラハ窺ヒ知ルコトガ出来
ナイトサハ感ゼラレテ居ルノデゴザイ
マス(拍手)ドウカ當局ニ於カレマシテ
ハ、一般國民ノ斯ウシタ事柄ニ對シマ
シテモ、正シク之ヲ直シテ行クト云フ
ヤウナ方面ニマデモ、細カク御指導ガ
願ヒタイト存ジマス、戰争ノ大キナ此
ノ犠牲者ニ對シマシテ、ドウカ引揚完
了ガ一日モ早く出来ルヤウニ凡ユル方
途ヲ講ジテ戴キタイト存ジマス、サウ
シテ又引揚者、復員軍人ニ對シマシテ
ハ、適當ナル生業ガ與ヘラレマシテ、
生活ノ濟カラ救ハレマスヤウニ、各
方面ニ互ツテ十分御考慮戴キタク、私
達モ全力ヲ擧ゲテ之ニ贊同致ス所デゴ
ザイマス、簡單デゴザイマスガ、之ヲ
以テ私ノ贊成ノ言葉ト致シマス(拍手)
○議長(議員詮三君) 安藤はつ君

〔安藤はつ君登壇〕

○安藤はつ君 新ハ新光俱樂部ノ議員
ト致シマシテモ、私個人ト致シマシテ
モ、本案ニ心カラ贊成致スモノデアリ
マス

海外ニアリマシタ方々ハ、南海ノ孤
島ニ、或ハ滿蒙ノ地ニ在リマシテ、祖
國建設ノ爲ニ身ヲ粉ニシマシテ凡ユル
努力ヲ盡シテ参リマシタ、其ノ御勞苦
ニモ拘ラズ敗戦トナリ、總テノ財産ヲ
置去リニシマシテ、着ノミ着ノ儘デ祖
國ノ土ヲ踏マナレバナラナクナリマシ
タ、此ノ御苦勞ハ並大抵デハナク涙ナ
クシテハ御聴キ出来ナイコトバカリデ
アリマス、此ノ方々ハ自分ヲ育ンデ下
サイマシタ此ノ母ノ地ヲ安住ノ地デ
アルト、ソレノミヲ願フテ歸ツテ参リ
マシタガ、港ニ著ク勿々總テノ期待ハ

裏切ラレ、金一千圓也ノ手形ヲ渡サレ
タノデアリマス、此ノ物價高ニ於キマ
シテ、是デ生活ガドウシテ出来マセウ
カ、財産モ貯金モ自由ニナラズ、信用
モナク、融通シテ戴ケナイノデアリマ
ス、此ノ方々ニ過イ手ヲ差伸ベマシ
テ、明日ヘノ希望ヲ與ヘマスコトコ
ソ、私達國政ニ參與スル者ノ義務デア
ルト存ジマス(拍手)マダノ數多クノ
引揚ゲラレナイ方々モゴザイマス、此
ノ方々ハ今祖國ノ空ヲ見、何ヲ思ヒ、
何ヲ考ヘ、何ヲ待ツテ居ルノデゴザイ
マセウカ、此ノ方々ノ心中ヲ思ヒマス
時、文字通り斷腸ノ思ヒガ致シマス
(拍手)此ノ方々ガ一日モ早く歸リマス
ヤウ、我が子ヲ思ヒ、我が夫ヲ思フ心
ヲ、夜ヲ忍ビ昔ニ泣ク母ノ心ヲ心ト致
シマシテ、一刻モ早く歸リマスヤウ御願
ヒ致シタイノデゴザイマス(拍手)此ノ
引揚ゲラレタ方々ニ對シマシテモ、其
ノ方々ニ私共ハ温カイ手ヲ伸バシ、サ
ウシテ援護致シテ参ラナレバ、戦ヒ
ハ終リマシタ中申シマシテモ、完全ニ
戦争ハ終ツタトハ私共ハ考ヘラレマセ
ス、私達ノ望ム平和ハ絕對ニ戻ツテ参
リマセス、ドウゾ宜シク皆様御支援下
サイマシテ、御力添ヘ下サイマスコト
ヲ御願ヒ致シマス(拍手)

○議長(議員詮三君) 田中たつ君

〔田中たつ君登壇〕
○田中たつ君 日本民主黨準備會
ヲ代表致シマシテ、本決議案ニ對スル
贊成意見ヲ簡單ニ申上ゲマス

戦争ガ終ツテ、一モウマル一年ニラ
ウトシテ居リマス、困難ナ復員問題ニ
付キ政府デモ随分御骨折ニナツテ居リ
マスガ、現在結果カラ見マシテ、私共
ハ満足スルコトガ出来ナイノデゴザイ

マス、北ハ樺太、千島、南ハ赤道以
南、東洋ノ殆ド全地域ニ互ツテ多數ノ
方々ガ派遣サレテ居リマスガ、其ノ中
ニ特ニ滿洲、樺太、千島方面ノ引揚ガ
遅レテ居ルト伺ツテ居リマス、生死不
明ノ爲メ御困リノ御家族ガ澤山ゴザイ
マス、又出征軍人バカリデナク、各地
在外者ノ引揚モ十分ニ排ツテ居ルトハ
申セマセス、コンナオ氣ノ毒ナ方々ノ
身ノ上ヲ思ヒマス、私共ハ本當ニジ
ツトシテ居ラレナイ氣持ガ致シマス、
又既ニ歸還或ハ引揚ニナツタ方々ヲ温
ク御迎ヘシテ新シイ生活ヲ始メテ戴ク
上ニモ、政府ノオヤリニナツテ居ルコ
トハ十分ハ存ジラレス、此ノ悲シ
イ戦争ノ爲ニ犠牲ニナラタ方々ニ對
シテ、本當ニ全國民ノ責任トシテ御救
ヒシナレバナラナイト存ジマス、此
ノ際全部ノ代議士ガ力ヲ協セテ此ノ決
議ヲ上程ナサツタコトハ本當ニ有意義
デアツタト存ジマス、此ノ決議ヲ單ナ
ル決議ニ終ラセナイデ、今日只今直チ
ニ實行ニ移シテ戴キタイト思ヒマス
(拍手)滿腔ノ誠意ヲ披瀝致シマシテ切
ニ切ニ熱望致シテ已マナイ次第デゴ
ザイマス(拍手)

○議長(議員詮三君) 柄澤やま子君

〔柄澤やま子君登壇〕
○柄澤やま子君 日本共産黨ヲ代
表致シマシテ、外地在留同胞引揚ノ促
進並外地引揚者、復員者救濟ニ關スル決
議案ニ對シテ贊成ノ意見ヲ(反對デヤ
ナイノカ)「謹言々々」ト呼ブ者アリ、
笑聲)簡單ニ申上ゲタイト存ジマス、
滿洲事變以來十數年ニ在リマシテ、
我が日本ハ帝國主義戦争、侵略戦争、
此ノ戦争ニ依ツテ多クノ我々ノ同胞ヲ
戦線ニ送り、數百萬ノ我々ノ肉親ヲ戰

線デ殺シタノデゴザイマス、尙ホ戦線
ニハ、此ノ決議案ニ依リマス、六百
五十萬ノ中三百四十、五十萬、又引揚者
團體中央聯合會ノ趣意書、之ニ依リマ
スト——民間ノ引揚者ノ團體ノ調査ニ
依リマス、民間ノ引揚者ノ團體ノ調査ニ
依リマス、其ノ多クノ同胞ガ
海外デ帝國主義戦争ノ最モ大キナ犠牲
者トシテ凡ユル慘苦ヲ受ケタノデゴザ
イマス、私共共産黨ハ本決議案ニ對シ
テ全面的ニ贊成シマス同時ニ、尙ホ
政府ニ對シテ、今度ノ豫算ニ計上サレ
テ居リマス所ノ一億二千二百六十六萬三
千圓、此ノ豫算ガ如何ニ具體的ニ引揚
者ノ救済致シマス上ニ於テハ無力ナモ
ノデアアルカト云フコト、斯ウ云フ點ニ
付テ尙ホ詳細ニ御檢討戴キ、之ノ増額
ヲ御願ヒスル次第デゴザイマス、今度
ノ決議案ニ依リマス六百五十萬、又
民間ノ調査ニ依リマス六百五十萬、此ノ
犠牲者達ガ此ノ一億二千二百六十六萬ノ
贊成力反對カト呼ブ者アリ豫算ニ
依リマシテ、一人當リガ十八圓ノ救済
金ヲ貰ヒマシテ、ドウヤウニ具體的ニ
出来カト云フトデゴザイマス、之ヲ
是非御考慮ニ入レテ戴キマス(拍手)政
府ハ……(發言スル者アリ)決議案ヲ決
議スルノミデナク、又全議員モ此ノ點
ヲ能ク分ツテ居ル「ト呼ブ者アリ」此
ノ點ヲ能ク御檢討下サイマシテ(發言
スル者多シ)此ノ點ヲ政府ニ對シテ要
求サレルコトヲ國民ノ代表トシテ(發
言スル者多シ)代表ノ一人トシテ私ハ
御願ヒスル次第デゴザイマス(拍手)

〔共產黨反對シナイノカ〕ト呼ビ
其ノ他發言スル者多シ
○議長(議員詮三君) 靜浦三郎君
○柄澤やま子君(續) ソレカラ尙ホ現
實ノ引揚者ノ悲惨ナ状態ハ、モウ各黨

代表ノ方々カラモ縷々述ベラレタノデ
ゴザイマスガ、之ヲ如何ニ具體的ニヤ
ツテ行キマスカ、救済シテ行キマスカ
ト云フコトニ付キマシテ、私ハ國民カ
「選バレタ代表ノ一人トシテ、是非條件
ヲ附ケタイト思フノデゴザイマス、私
ハ官僚ノヤツテ居リマシタ所ノ救済、
救済ニ依ツテ、資本家、地主ノ帝國主
義戦争ニ依ツテ犠牲者ニナツタ所ノ我
我ノ同胞ガドウヤウニシテ救済サレテ
來タカ、是非具體的ニ聽イテ戴キタイ
ト思フノデゴザイマス、戦争ニ依ツテ
慘禍ヲ受ケ、家ヲ焼カレ、生命ヲ奪ハ
レ、凡ユル財産ヲ奪ハレタコトハ……
(發言スル者多シ)私共ノ同胞、東京都
ノ被災者ガ北海道ニ渡リマシタ、拓北
農民團トナツテ昨年渡ツテ來タノデゴ
ザイマス、其ノ同胞ガ、其ノ戦災者ガ、
ドウヤウニ政府ノ手ニ依ツテ救済サレ
テ居タカ、之ヲ是非皆サンニ能ク知ツ
テ戴キタイノデゴザイマス、サウシテ
此ノ非ヲ繰返スコトナク、今後ノ引揚
ハ徹底的ニ、是非決議ダケデナク、十
分ニ實行サレル案ヲ以テヤツテ戴キタ
イト思フノデゴザイマス(拍手)此ノ拓
北農民團ノ戦災者達ハ、アノ寒イ冬ノ
吹雪ノ北海道デ、住ムニ家ナク、唯單
ナル日傭ニナリ下リマシテ、農民ノ持
テ餘シタ所ノ土地ヲ與ヘラレ、玄人ノ
農民デモ開拓ノ出来ナイ所ノ土地ヲ、
北海道廳ガ、素人ノアノ畑モ見タコト
ノナイヤウナ東京都ノ戦災者ニ之ヲ與
ヘテ開墾サセヨウトシタノデゴザイマ
ス、サウシテ其ノ農民達ハ拓北農民ニ
ナリ切ラウトシテ、北海道ノ土地デ更
生シヨウトシタ戦災者達ハ、更生スル
ドコロカ日傭ニナツテ、北海道ノ農民
ノ家カラ農民ノ家ヘト渡リ歩イテ、實

テ居ルノデアリマス、尙ホ近頃ハ民間ノ諸事業カラモ就職口ヲ拒絶セラル、ト云フ傾向ガ見エルノデアル、斯カル無残ナル境遇ハ、動トモスレバ復員者ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ、或ハ世間ヲ呪フテ熾激ナル思想ニ走り、或ハ衣食ノ窮シテ、道徳上又ハ刑律上罪ヲ犯ス者ガ生ズルニ至リマシタコトハ、先刻稲田君ガ御演説ニナツタ通りデアリマシテ、目下新國家建設ノ途上ニ横タハル一大難關デアリマス、政府ト致シマシテハ、此ノ憂フベキ事態ヲ何トカシテ緩和センガ爲ニ、極力苦心致シテ居ルノデアリマス、何分ニモ我が國現在ノ異常ナル立場ヨリシテ、兎角事志ト違ヒ、復員者ニ對スル物質上ノ援護ハ、其ノ方法ハ今尙ホ極メテ不足ナル狀況ニアリマス、唯私共ノ苦衷ノ存スル所ハ、ドウカ諸君ノ御諒承ヲ仰グノ

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を次のやうに改正する。
第十八條第一項を次のやうに改める。

通常郵便物ノ種類及料金ハ左ノ如シ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ料金を低減スルコトヲ得

第一種	書狀	重量二十グラム又ハ其ノ端數毎ニ	三十錢
第二種	郵便葉書	通常葉書 往復葉書 封緘葉書	十五錢 三十錢 三十錢
第三種	毎月一回以上刊行スル定期刊行物	重量百グラム又ハ其ノ端數毎ニ	十五錢
第四種	書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書畫、圖、商品ノ見本及雜形、博物學上ノ標本	重量百グラム又ハ其ノ端數毎ニ	三十錢
第五種	農産物種子	重量百グラム又ハ其ノ端數毎ニ	五錢

附制
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

外アリマセス、此ノ際當議場ニ上程セラレマシタル此ノ決議ガ、諸君ヨリ滿場ノ御同情ヲ得テ成立致シマシタルコトハ、此ノ一事ノミヲ以テモ、幾百萬ノ復員者ガ如何バカリ精神上ノ慰安トナリ、激勵トナルカト云フコトヲ思ハレノデアリマス(拍手)此ノ段私ハ復員者ノ責任者トシテ、此ノ壇上ヨリ深ク御禮ヲ申上ゲマス(拍手)政府ハ今後モ諸君ノ御期待ニ副ハンガ爲メ、及ブ限り復員者ノ救援ニ努力致シマスルコトハ申スマデモアリマセス(拍手)

○議長(樋貝詮三君) 日程第四、郵便法の一部を改正する法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——鈴木政府委員

第四 郵便法の一部を改正する法律案(政府提出)第一讀會

【政府委員鈴木恭一君登壇】
○政府委員(鈴木恭一君) 只今議題トナリマシタル郵便法の一部を改正する法律案ノ提案理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲマス

申上ゲルマデモナク、戦後ノ復興ヲ促進シ、國民生活ノ安定ヲ圖ル爲ニハ、速カニ通信施設ヲ整備致シマシテ、其ノ正常ナル運行ヲ確保スルコトガ緊急ノ要務デアルト存ジマス、而シテ通信事業運営ノ爲メ必要ナル人的及ビ物的施設ニ要スル各般ノ經費ハ、最近ノ物價事情ニ依リマシテ、飛躍的ニ増嵩致シテ居ルノデゴザイマス、反面其ノ事業收入ハ、戦災其ノ他ノ事情ニ依リマシテ、當分ノ間サシタル増收ヲ期待スルコトガ困難デアリマス、ルノデ、其ノ間ノ事業財政ノ建直シニ付テハ、色々檢討ヲ重メマシタ結果、先づ能フ限り事業運営ノ合理化ニ依リマシテ經費ノ節減ヲ圖ルト共ニ、戦災復舊費等ハ可能ナル限り公債ノ發行ニ依リ支辨スルコトヲ致シタノデアリマス、是等ノ手段ニモ自ラ限度ガアリマス、テハ、尙ホ其ノ不足スル部分ニ付キマシテハ、各種通信料金ノ値上ニ依リマシテ之ヲ補填スルコトモ亦已ムヲ得ナイ所デアルト存ジマシテ、概ネ料金ヲ三倍程度ニ値上スル方針ノ下ニ、既ニ電信電話等ニ關スル料金ハ去ル五月ヨリ値上ヲ實施シタノデアリマス、郵便料金中、葉書、封書等ノ通常郵便物ノ料金ノ値上ニ付キマシテハ、郵便法ヲ改正スル必要ガアリマス、茲ニ之ニ關スル改正法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上、速カニ御協賛アラント希望致シマス(拍手)

○議長(樋貝詮三君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

【異議ナシト呼ブ者アリ】
○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

日程第五及ビ第六ハ、便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

【異議ナシト呼ブ者アリ】
○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認メマス、日程第五、臨時通貨法の一部を改正する法律案、日程第六、軍人及び軍屬以外ノ者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——石橋大藏大臣

第五 臨時通貨法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會
第六 軍人及び軍屬以外ノ者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案(政府提出) 第一讀會

臨時通貨法の一部を改正する法律案
臨時通貨法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「必要アルトキハ」を「當分ノ内」に改める。
第二條中「種類ハ」の下に「五十錢、」を加ヘ、「三種」を「四種」に改める。
第三條中「十錢」を「五十錢」ノ臨時補助貨幣ハ十圓迄、十錢」に改める。
第五條中「必要アルトキハ」を「當分ノ内」に改める。
附則第二項を削る。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

軍人及び軍屬以外ノ者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案

昭和十五年法律第六十九號(今次の戰爭に關する一時賜金として交付するため公債發行に關する件)第一條の規定によつて發行した公債で、軍人及び軍屬に交付されたもの以外のもので(その利札のうちで、利子支拂期日ガ昭和二十一年四月一日以後のものを含む)は、これを無効とする。但し、既に政府の買ひ上げたものは有効である。

前項の軍屬の範圍は、昭和二十一年勅令第百十二號(軍人及び軍屬に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する件)第一條第二項の規定による命令の定めるところによる。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

【國務大臣石橋湛山君登壇】
○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタル臨時通貨法の一部を改正する法律案外一法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス
現在發行セラレテ居リマス五十錢紙幣及ビ十錢、五錢ノ小額日本銀行券ハ流通ニ甚ダ不便デゴザイマス、バカリデ

ノ紙幣及ビ銀行券ヲ回收スルコトト致シタイノデゴザイマス、ソコデ是等ノ紙幣ニ代ルモノトシテ、臨時通貨法ニ依リ發行スルコトノ出来マス臨時補助貨幣ニ新タニ五十錢ヲ追加致シタイノデアリマス、然ルニ同法ニ依ル是等ノ臨時補助貨幣及ビ小額紙幣ハ、今次戰爭終了後一年ヲ經過シタ後ハ發行シ得ナイコトニナツテ居リマスノデアリマスカ、素材需求ノ現狀カラ見マシテ、貨幣法ニ依ル補助貨ノ製造發行ハ不可能デアルト考ヘラレマスノデ、今後モ當分ノ間臨時通貨法ニ依ル臨時補助貨幣ノ發行ヲ繼續シ得ルコトトル必要ガアルノデゴザイマス

次ニ昭和十五年法律第六十九號ノ規定ニ依リ發行致シマシタ公債デ、軍人及ビ軍屬ニ交付サレタモノ以外ノモノヲ無効トスルコトニ關スル法律案ニ付キマシテ其ノ理由ヲ御說明申上ゲマス、昭和十五年法律第六十九號ノ規定ニ依リ發行致シマシタ公債、即チ賜金國庫債券ニ付キマシテハ、先般聯合國最高司令部ノ指令ニ依リマシテ、軍人軍屬ニ交付サレタモノハ無効ト致シタ次第デアリマス、ソコデ之ニ關聯シテ政府ト致シマシテハ、本件ヲ實施スル場合ニ於ケル社會的影響其ノ他諸般ノ事情ヲ勘案致シマスルト、一般文官等、即チ軍人軍屬以外ノ者ニ交付サレマシタノ賜金國庫債券ヲ今後有効トシテ

○議長(樺貝詮三君) 各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ
○議長（榎貝詮三君） 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシ

第七 昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律)中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案(政府提出)

昭和二十年法律第三十四號（衆議院議員選舉法の一部を改正する法律）中まだ施行してない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號（衆議院議員選舉法の一部を改正する法律）中まだ施行してゐない部分は、これを廢止する

この法律は、公布の日から、これを施行する

衆議院議員選舉法の一部を次のやうに改正する。

第十一條 東京都議會議員、北海道

會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第百十二條第二項を次のやうに改める

選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係都道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同シ

第百十三條第二項を次のやうに改め

選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ四千萬圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係都道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同シ

〔國務大臣大村清一君登壇〕

國務大臣(大村清一君) 只今上程セ
レマシタ日程第七ノ法律案ニ付キマ
シテ、其ノ提案ノ趣旨ヲ御説明致シマ

疊ニ所謂外地處遇ノ一實ト致シマシ
ノ、樺太、臺灣及ビ朝鮮ニ衆議院議員
選舉法ヲ施行シ、是等ノ地ヨリモ衆議
院ニ代表者ヲ送ラシメルコトヲ目的ト
致シマシテ、之ニ關スル所要ノ規定
制定ヲ見タノデアリマス、併
シハマダ施行セラレナイデ

ノデアリマス、固ヨリ領土ノ歸屬ハ
媾和條約等ノ締結ナキ爲メ最終的ニ決
定シタ譯デアリマセズ、請般ノ情
勢ノ勘案致シマスルニ、此ノ改正法律
ノ施行ハ到底實現不可能ト言フノ外ハ
ナイノデアリマス、

然ルニ、此ノ衆議院議員選舉法ノ改正ト並行致シマシテ、全ク之ト同ジ趣旨ノ下ニ貴族院令モ改正セラレマシテ、貴族院多額納稅者議員選舉ヲ樺太ニ施

行致シ 又朝鮮及ビ臺灣カ名望家ヲ
 貴族院議員トシテ勅選スルコトナリ
 マシテ、後者ニ付キマシテハ既ニ其ノ施
 行ヲ見タノデアリマスガ、此ノ度、此ノ
 改正規定ノ廢止勅令案ガ貴族院ニ上程
 セラル、コトトナリマシタニ付キマシ
 テハ、昭和二十年法律第三十四號中マ
 ダ施行シテ居ナイ部分、即チ樺太、朝

鮮及ビ臺灣ニ衆議院議員選舉法ヲ施行
セントスル部分ハ之ヲ廢止スルコトト
シ、本法律案ヲ提案シタ次第デアリマ
ス、何卒御審議ノ上、御協賛アランコ
トヲ希望致シマス(拍手)

○議長(橋貝詮三君) 本案ノ審査ヲ付

トスベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シ

○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(榎貝詮三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、
是三テ議事日程ハ議了致シマシタ、次
會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマ

午後三時四十分散會

定價

一部 七十錢

發行所 東京都麹町區大手町
印刷局 東京丸の内三丁目五番地
電話 九〇〇〇
振替東京 一九〇〇